

久喜市地域防災計画（案）に対する意見募集の実施結果

久喜市地域防災計画（案）に対する意見募集を実施したところ、18件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

意見提出期間	令和8年1月20日～令和8年2月18日
意見件数	2人 18件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
1	<p>「避難所開設当初からパーティション、簡易テントや簡易トイレ等を設置するなど、プライバシーと良好な生活環境の確保に努める。」とあるが、各避難所の定員を明示すべきである。避難所の定員充足率により、これらの設置スペースは大きく異なる結果となる。</p> <p>定員を明示して、これを超えた場合には、順次開放する場所を平時から明示しておくべきである。</p>	<p>避難所は、本計画（案）の P35 及び P323 において、「災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所」と記載しており、市民の生命、身体を守るための緊急避難施設であり、状況に応じて可能な限り受け入れることを基本としております。</p> <p>このため、定員（収容可能人数）は本計画（案）に記載しておりません。</p>	原案どおり
2	<p>各避難所の防災備蓄倉庫には避難所開設・運営マニュアルがあるが、知っているのは極少数の市民だけである。また、備蓄品一覧及び在庫数量は一般住民には知らされていない。災害発生時にゆっくりマニュアルを読む暇は無いし、備蓄品も少なく十分ではないため、発災時には大きな混乱が予想される。</p> <p>このため、平時からこれらを広報や市ホームページで定期的に周知徹底し、普段から各家庭で備蓄する必要性を認識させるべきである。</p>	<p>「避難所開設マニュアル」及び「避難所運営マニュアル」については、本計画（案）の P39 及び P327 において、「あらかじめ作成した避難所開設マニュアルや避難所運営マニュアルに従い避難所を開設し、管理運営を行う。」と記載しており、防災備蓄倉庫への保管のほか、すでに市ホームページにより広く公表しているところです。</p> <p>なお、備蓄状況の公表につきましては、現在、埼玉県において、公表方法等の詳細を検討しているため、上位計画である埼玉県地域防災計画とその整合性を図ってまいります。</p> <p>また、各家庭における備蓄につ</p>	原案どおり

		<p>きましては、本計画（案）の P41 及び P329 において、「市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低 3 日間（推奨 1 週間）分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。」と記載しております。</p>	
3	<p>福祉避難所は各避難所の避難来場者の状況を見て後から開設することになっているが、福祉避難所を必要とする人たちは、要介護者、病人、障がい者、乳幼児、妊産婦等のいわゆる生活弱者等である。</p> <p>これらの人が災害時の混乱した状況下で別の避難所に移動するのは極めて困難である。</p> <p>従って、拠点避難所兼指定緊急避難場所等の開設時には、同時に福祉避難所も設置すべきである。</p>	<p>福祉避難所（要配慮者用避難所）の開設の時期については、本計画（案）の P136 及び P427 において、「開設の時期については、避難者及び避難所の状況を勘案し、必要に応じて福祉避難所（要配慮者用避難所）を開設するものとする。」と記載しております。</p> <p>また、要配慮者の避難所への移動につきましては、本計画（案）の P153 及び P494 において、「高齢者及び障がい者等への配慮を必要とする状況となった場合には、福祉避難所（要配慮者用避難所）を設置するとともに、対象となる要配慮者を当該避難所に搬送する」と記載しております。</p>	原案どおり
4	<p>防災ハザードマップは全戸配布されているものの、普段はあまり見られていないのが実情である。</p> <p>そこで、同マップに記載されている様々な有益情報を市内各所に表示して危険箇所を知らせたり、想定浸水深を全ての避難所・避難場所、協定締結先、鉄道駅、大型商業施設、医療機関、福祉施設等に表示したりして、在宅避難では危険だということを全市民に日常的に知ってもらえれば、被災者等の減少が期待できる。（参考：まるごとまちごとハザードマップ）</p> <p>さらに、道路冠水した箇所やアンダーパスには張り紙や看板を立て、注意喚起することが重要である。</p>	<p>想定浸水深の周知については、本計画（案）の P64 において、「「防災ハザードマップ」を作成・配布し、市民に対して洪水浸水想定区域の周知を図り、水防への関心を高め、被害の軽減を図る」と記載しております。</p> <p>この他の具体的な周知については、本計画（案）に個別に記載するものではありませんが、引き続き防災ハザードマップや市ホームページ、出前講座等の様々な方法により、市民に対する洪水浸水想定区域、道路冠水履歴のある箇所等を周知してまいります。</p>	原案どおり
5	<p>防災備蓄倉庫は、（避難所の）地上に設置されたものであり、洪水時に</p>	<p>防災備蓄品の備蓄場所については、本計画（案）の P42 及び P329</p>	原案どおり

	<p>は水没して使用できなくなってしまう懸念がある。</p> <p>少子化で教室が余っている学校が増えてきたので、2階以上の空き教室を防災備蓄倉庫として利用すれば、その懸念はかなり減少させることができると思う。</p>	<p>において、「備蓄場所は倒壊の危険性や浸水のおそれなどを念頭に、市役所及び市内の防災備蓄倉庫に分散して備蓄する。」と記載しており、風水害時のみではなく、地震時においても速やかに備蓄品を使用できる場所に設置しているところです。</p>	
6	<p>《耐震性貯水槽の大規模避難所（公園・学校等）への設置》</p> <p>給水所が市内に6カ所あるが、災害時には給水所まで水を取りに行くことが困難な方も多いことから、身近な避難所（特に久喜・菖蒲地区）に耐震給水槽を設置する。（給水車で給水も限界がある。）</p>	<p>耐震性緊急貯水槽については、本計画（案）のP156及びP442において、一部の避難所等に設置している状況を記載し、他の施設も含めて応急給水活動に必要な水量を確保しているところです。</p> <p>また、応急給水の実施については、本計画（案）のP443においてその実施方法等の考え方を記載しております。</p> <p>なお、本計画（案）のP158及びP444において、「災害の規模によっては、独自ですべての応急給水体制を構築することが困難な場合は、「総括班」を通じて、埼玉県や他の水道事業者などに支援要請を行う。自衛隊の支援要請が必要な場合は、「総括班」を通じて埼玉県知事に要請を行う。」と記載しております。</p>	原案どおり
7	<p>《マンホールトイレの設置》</p> <p>避難所だけでなく、身近な小公園などにもマンホールトイレを設置する。（衛生、健康面の確保）</p>	<p>マンホールトイレの設置については、本計画（案）のP190及びP465において、「避難所となる学校や公共施設の新設・改修の際は、マンホールトイレの設置について検討する。」と記載しております。</p>	原案どおり
8	<p>《かまどベンチの避難所への設置》</p> <p>温かいものを飲食することで、人は安心感を得ることができる。お湯は、乳児の授乳にも欠かせない。市内の避難所へのかまどベンチの設置が少なすぎる。燃料の薪は、避難所である公園・学校等の伐採枝を備蓄しておく。また毎年、かまどの使用訓練をする。</p>	<p>かまどベンチの避難所への設置については、具体的な個別の取組みであり、国・県・市のいずれの計画においても、「かまどベンチを設置する」旨の具体的な取組みの記載はございません。</p> <p>一方で、食料の確保については、本計画（案）のP41及びP328において、「食料の確保に当たっては、</p>	原案どおり

		<p>保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮したものとします。」と記載しており、温かい食事について配慮しているものとございます。</p>	
9	<p>《携帯ソーラーパネル及びバッテリーの避難所・自治会備蓄》</p> <p>携帯電話への充電だけでなく、夜間照明の電源にもなる。明るいことで、避難者の安心感と安全性が得られる。</p>	<p>備蓄品目には、本計画（案）の P40 及び P328 において、「停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、夜間照明を確保するため、各避難所に懐中電灯やランタン等を整備するとともに、ソーラー付 LED 街灯等についても検討する。発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス、太陽光、蓄電池等）への転換や、それらの燃料に対応する炊出用調理器具等の設置等についても検討する。」と記載しております。</p> <p>なお、自治会における備蓄品目については、本計画（案）の P41 及び P329 において、「市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低 3 日間（推奨 1 週間）分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。」と記載しております。</p>	原案どおり
10	<p>参照文にページ数を記入すると参照しやすい。</p> <p>【例】</p> <p>（「第 1 編-第 2 章-第 5 節-第 3 - 2 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」参照）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（「第 1 編-第 2 章-第 5 節-第 3 - 2 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」p32 参照）</p>	<p>本編内で参照先を記載しているうち、ご意見のとおり該当ページの記載がない箇所がありますので、追記いたします。</p>	<p>原案を修正</p> <p>（P7、116、119、121、125、147、153、154、164、178、188、223、224、227、230、231、233、234、235、236、240、241、244、249、251、252、253、265、267、269、270、271、309、</p>

			384、410、419、 428、435、440、 450、453、454、 463、493、524、 530、535、536)
11	<p>≪ p9 防災会議 7号委員に以下の委員を追加≫</p> <p>歯科医師会、獣医師会と薬剤師会を加える。防災会議条例第3条6項「委員定数 50人以内」となっており、R6・3現在委員数は44名である。</p> <p>「公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」(P15)には歯科医師会あり。</p> <p>関連 p15 「公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」に獣医師会と薬剤師会を加える。</p>	<p>久喜市防災会議委員については、本計画(案)のP8及びP9に記載しております。</p> <p>久喜市防災会議条例第3条第5項の規定は、ご意見をいただきました3団体を委嘱することが可能な制度となっております。</p>	原案どおり
12	<p>≪ p31 緊急輸送拠点 p32 p178等 ヘリポートの見直し≫</p> <p>緊急輸送拠点によっては、浸水及び地震時の液状化現象により使用できない拠点が出てくる。屋上に荷物を降ろすことのできる(レスキュー・Rマーク)場外離着陸場の指定を検討してください。今後の新市役所屋上への設置を検討してください。(他市で設置有)</p>	<p>場外離着陸場については、本計画(案)のP32及びP316に一覧に記載しております。</p> <p>場外離着陸場の使用にあたっては、国及び陸上自衛隊と連携を図り、同隊からの依頼に基づいて毎年複数箇所を申請し、使用許可を得ております。</p> <p>なお、災害時におきましては、被災状況等を勘案しながら、使用可能な場外離着陸場を使用してまいります。</p>	原案どおり
13	<p>≪ p28 「2 自主防災組織等の訓練」に以下の内容を加える。≫</p> <p>自主防災組織と小学校との合同訓練を実施する。小学校の訓練(行事)との連携により、小学生のみならず保護者を含めた地域住民も参加できる。</p>	<p>自主防災組織と小学校との合同訓練については、本計画(案)のP24及びP299において、「市は、学校における消防団員・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。」と記載し、更にP27及びP304において、「学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に併せて防災訓練を実施することとし、地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。」と記載しております。</p>	原案どおり

		このため、引き続き防災教育の推進に努めてまいります。	
14	<p>≪ p 34 第3 情報通信設備の安全対策 p 317 情報伝達体制の整備 ≫</p> <p>拠点および避難所間等の連絡に、インフラに依存しない「トランシーバー」の活用を検討してください。</p>	<p>情報伝達体制の整備は、本計画（案）の P33 及び P317 において、「市は、避難所、防災関係機関、防災活動拠点、市民及び事業所等に対し、災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、次に示す様々な通信手段等を効果的に用いる。」「防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。」と記載しております。</p> <p>また、例示している衛星通信ネットワークを活用した衛星携帯電話等を導入しております。</p>	原案どおり
15	<p>≪ p 136 新旧対照表 ≫</p> <p>p 136 計画案本文 の誤記を訂正してください。</p> <p>「避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「避難所内避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど」</p>	<p>計画（案）の記載が誤っておりました。</p> <p>計画（案）を新旧対照表記載の表現に修正いたします。（「避難所内」を削除）</p>	原案を修正 (P136)
16	<p>≪ p 148 第5 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画（目次、p 456 など） ≫</p> <p>「処理」となっているが、遺族の方の気持ちを考えると、「処置」等の他の言葉に置き換えることを提案します。「埋・火葬」における「埋葬」から、土葬も可能であると考えてよいのか。</p> <p>火葬のみを前提としているのであれば、「火葬・納骨」とかに変更すべきと考える。ただ緊急時の為、土葬も認めるのならこのままで良いが。（「墓地、埋葬等に関する法律」では土葬は禁止されていないので）</p>	<p>本計画（案）の P151 等の遺体の「処理」という表記は、上位計画である埼玉県地域防災計画のほか、災害救助法における表記を準用しております。</p> <p>また、本計画（案）の P148 等の「埋・火葬」という表記につきましても、同計画の表記を準用しております。</p> <p>災害対策基本法及び災害救助法では、「埋葬・火葬」と規定されており、火葬のみを前提としてはおりません。</p>	原案どおり
17	<p>≪ p 250 （2）現況 ≫</p> <p>放射性物質が、車両運搬されている。交通事故による放射性物質の放出事故についても想定しておいた方</p>	<p>本計画（案）の P254 の第4節、第3の「2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画」において、記載しております。</p>	原案どおり

	が良いと思う。		
18	<p>《 p478 カイン (Kine) 》</p> <p>単に「速度」というと電車の速度と混同してしまい理解しにくい。</p> <p>※ カイン (Kine) は、速度の単位 (1カイン = 1 cm / 秒)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>※ カイン (Kine) は、地震速度の単位 (1カイン = 1 cm / 秒)</p>	<p>ご意見を受け、次のとおり修正いたします。</p> <p>「※ カイン (Kine) は、地震動の大きさを速度で表した単位 (1カイン = 1 cm / 秒)」</p>	<p>原案の修正 (P478)</p>

【問い合わせ】

危機管理課 危機管理係

電話 0480-22-1111 内線 2647

kikikanri@city.kuki.lg.jp